

日本の針路、この考えはどうだ！

(5) その他

『命の価値の線引きについて～相模原障害者殺傷事件を乗り越え歩む道とは～』

東京大学 教育学部2年

内山 幸奈
うちやま ゆきな

目次

1	はじめに……………	19
2	相模原障害者殺傷事件の概要……………	21
3	植松被告の主張と根拠の整理・検討……………	22
4	私たちは、何をすべきか……………	27
	参考文献……………	31

この論文は、相模原障害者殺傷事件の犯人である植松聖被告の主張とその根拠を整理し、妥当性のあるロジックに則つて彼の根拠を検討する。まとめとして、障害者福祉のあり方として地域での共生が求められるべきであることを提言する。しかし、その推進を妨げる原因として犯人の主張に示されるような障害者差別の存在がある。そこで、彼の根拠の根底にある思想として「役に立たなければならぬ」という観念があることを明らかにする。そして、私たちはその観念を自覚し、乗り越えるべきであることを提言する。

1 はじめに

相模原障害者殺傷事件に関する世論の関心は薄れているといえよう。自分自身も半年前まではすっかり忘れていた。そんな私がどうしてこの事件について深く関心を抱くに至ったのか。その経緯を記すことで、この事件について今こそ考える必要性を示したい。

ある日、私は友人に誘われて劇を鑑賞した。「劇団態変」による「ニライカナイー命の分水嶺」である。「劇団態変」とは、重度障害者である金満里を主宰とする、身体障害者にしか演じられない身体表現を追究するパフォーマンスグループだ。金はパンフレットに以下のように記している。「相模原障害者殺傷事件によって、「19人の被害者を返してくれなければ自分の存在も嘘になる」と叫びたくなる衝動を抑え、無感覚を取り繕った自分がいた。その無感覚は、障害者施設に入居していた時代に経験したものだった。そんな「無感覚」は振り払って、「魂の自由について、壊されてたまるか！取り戻すのはここからだ、と静かに誓う舞台にしたい」

終演後、金満里が『同人アラザル』の堤拓也を迎えてアフタートークを行なった。堤が「植松青年の「重度障害者の命のあり方は未だ答えが見えていません」という問題提起に私たちは真剣に向き合わなければならない」という趣旨の発言

を行った。それに対して金は堤の発言を遮り、それ以降はほぼ彼に耳を傾けず否定し、会場からも堤に対して否定的な発言が相次いだ。会場の雰囲気は明らかに堤の意見を「異常なもの」として扱い、釈明の余地を与えないものだった。あまりの空気の悪さに何か言いたいのだけど、何も言えなかった。自分は今までこの問題について何も考えてこなかったことを負い目を感じるから。私に発言する権利などないように思うから。そう言い訳して私は口をつぐんだ。

ここでも見られたように、相模原障害者殺傷事件に関しては、植松被告の特殊性や異常性を強調する論調が多い。それは「措置入院患者の入退院基準の見直し」「退院後の管理体制」などが厚労省の検討会で話し合われていることにも現れている。しかし、このような論調にはいくつかの問題点を指摘できる。

第一に、この事件の原因を植松被告の特殊性に帰することは「障害者はいなくなればいい」というような思想と向き合うことを拒んでいる。しかし、我々の中に、本当にそのような思想が隠されてはいないだろうか。例えば「新型出生前診断」の導入から三年で、検査で異常が確定して妊娠を続けるかどうか選択できた人のうち96・5%にあたる334人が中絶を選んだという¹。それでも私たちは植松被告の主張が異常なものと言えるのだろうか。

第二に、私たちが根拠をはっきりと吟味しないままに植松被告の思想を「異常なもの」として捉え、否定することは、彼が「障害者」を異常者扱いすることと構造的には同じではないか。確かに「殺人」という行為は法律で禁止されているし、倫理的に許されるべきことではない。でも、法律や倫理的規範を盾にして、本当に彼を異常者として扱って終わりで良いのだろうか。彼は、事件前に同僚や友人に「(障害者を)殺したらいいんじゃないですかね?」と伝えていた。しかし、彼は納得できる反論はなかったと言っている。「一人は「ダメだよ」と言うだけで理由は挙げられず、もう一人は「ヒトラーと同じだ」と反論しますが、心を尊重する私の考えとはまるで違います。二人は「法律が許さない」と言われましたが、それならば法律が間違っているだけです。」彼の周囲の人は、彼に「間違っている」とは言った。しかし、それでは彼を止めることはできなかった。つまり、私たちは、彼を異常者として扱って終わるのではなく、彼の犯行は許されるべきではないことを主張する根拠をしっかりと組み立てる必要がある。

以上の点から、この事件の原因を被告の異常性や特殊性に求めて解決してはならないと私は考える。同時に、これは障害者のみに関わる問題でないことも指摘できる。だから、あの会場で口をつぐむことしかできなかった私も、この論文を

書くことを決意した。

以下、次の順番で議論する。まず、事件の概要を述べる。次に、植松被告の主な主張と根拠を整理し、それに対してあらゆる観点から検討する。同時に、彼の根拠となっている社会的現実を批判する場合もある。それは彼を盲信的に否定するのではなく、冷静に向き合った結果である。最後に、我々の社会がどのような選択をしていくべきなのか提言を行う。

2 相模原障害者殺傷事件の概要

2016年7月26日午前2時頃、神奈川県相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」に刃物を持った一人の男が侵入し、施設に入所している障害者19名を殺傷し、職員を含む27名に軽傷を負わせた。逮捕された植松聖被告は、やまゆり園の元職員だった。彼は事件前の同年2月に衆議院議長公邸を訪れて、犯行を予告する内容の手紙を渡していた。以下に記すのはその抜粋である。

私は障害者総勢470名を抹殺することができます。常軌を逸する発言であることは重々理解しております。しかし、保護者の疲れ切った表情、施設で働いている職員の生氣にかけた瞳、日本国と世界のためと思い、いてもたってもいられ

ずに本日行動に移した次第であります。理由は世界経済の活性化、本格的な第三次世界大戦を未然に防ぐことができるかもしれないと考えたからです。(略)私の目標は重複障害者の方が家庭内での生活、及び社会的活動が極めて困難な場合、保護者の同意を得て安楽死できる世界です。重複障害者に対する命のあり方はいまだに答えが見つからない所だと考えました。障害者は不幸を作ることしかできません。

この手紙をきっかけに、植松被告はやまゆり園を辞職することになると同時に、緊急措置入院させられることとなった。同年三月には、相模原市役所の生活保護の窓口を訪れ、生活保護を受給していた。

逮捕後に行われた検察側の精神鑑定によると、植松被告は、「自己愛性パーソナリティ障害」などの複合的な人格障害があると診断された。しかし、パーソナリティ障害は精神疾患とはいえないことなどから、刑事責任能力は十分に問える判断されて、翌年2月に起訴されている。また、2018年には、弁護士が申請した二度目の精神鑑定が行われたが、一度目と同様に複数のパーソナリティ障害があると指摘する鑑定結果が出たと言われている。以上がこの事件の概要である。²⁾

3 植松被告の主張と根拠の整理・検討

ここでは、主に上で引用した手紙における彼の主張とその根拠を整理する。そして、その根拠について、彼のその他の発言を用いて補足説明を加えつつ、検討する。同時に、彼の根拠となっている社会的現実についても言及する。

手紙の中での主張は次のものであり、それを主張する根拠として彼が述べているのは以下の五つである。

主張「重複障害者の方が家庭内での生活、及び社会的活動が極めて困難な場合、保護者の同意を得て安楽死できる」世界を指すべきである。

根拠① 保護者の疲れ切った表情、施設で働いている職員の生気にかけた瞳

根拠② 「世界経済の活性化」のためになる

根拠③ 本格的な第三次世界大戦を未然に防ぐことができるかもしれない

根拠④ 重複障害者に対する命のあり方はいまだに答えが見つかっていない所だ

根拠⑤ 障害者は不幸を作ることしかできない

この手紙の中には、確かに「UFOを見たことがある」といった妄想的な記述も含まれる。しかし、だからと言って彼

を「狂人」と嘲笑してスルーするだけでは、この手紙の中にある優勢的な思想の危うさを批判しきることにはならない。批評家の杉田俊介はそう述べる。言葉の暴力の感染を甘くみてはならない。「彼の放った猛毒を、理性と思想と行動のレベルで、僕らの社会は、僕らの個々人の生は、堂々とねじ伏せて、なんとしても超えていかねばならない」³⁾のだ。では、根拠①から順番に見ていきたい。

根拠① 保護者の疲れ切った表情、施設で働いている職員の生気にかけた瞳

彼が勤務していた施設について、このような記述が事実であるかはわからない。しかし、「追い詰められている」介助の現場が存在することはやはり事実なのではないだろうか。相模原障害者殺傷事件に関するNHKの特設サイトに寄せられた意見の中には、次のようなものがあつた。

・兄弟に重度の知的障害者がいます。身勝手な思想により人の命を奪うことは許されません。ただこの犯人の思想が100%間違っている、自分とは完全に違っているとは言い切れないのが当事者としての本音です。障害者の家族の中には、数年、数十年の介護により疲弊しきっている人がいます。(東京都20代女性)

・やまゆり園と同様の障害者施設に勤めています。事件を受け私自身も色々考えさせられることがありました。就職し3年が経ちますが、障害者の方々と日々関わるということは正直なところ生半可な思いでは勤められません。強いこだわりを持つ方が多くコミュニケーションをとることは難しいですし、職員への他害行為、暴力や暴言もあります。体は痣や傷だらけで精神的にも何度もめげそうになります。そんな日々でもうまく関係性を築けたときや利用者さんの笑顔を見るとホッと元気をもらっています。障害者支援はまだ陰に隠れた部分が多く、差別も当たり前のように続いています。重労働の割には給料も低く、職員もたまりません。(熊本県20代生活支援員)⁴

私たちは、このような「現実」を引き起こしてしまった原因は何かを考える必要があるだろう。社会学者の深田耕一郎は、障害者の自立生活運動が追求すべきケアのあり方を示してきたと述べる。第一に、家族介護は困難だということ。家族が介護をする必然性はない。第二には、施設福祉に限界があるということ。施設は不可避免的に集団管理的な抑圧構造を持ち、監獄にも似たその構造が暴力の温床となるから、地域の中で他人と共に暮らすことが重要だという。第三に、その

他人介護者が支配の関係を越えてともに生きられるように、ケアが自己を振り返るための現場であり続けること。障害者と介護者の相互的な「ぶつかり合い」と「思いやり」の関わりの中で「あなたほどのような人間か」を問い続ける。このような関わり方の中にしか、ケア関係における自由は尊重されない⁵と深田は主張する。

実際に、私自身も自立生活を支援するヘルパーとしてアルバイトをしている。そこでは例えば洗髪をするにしても、どのくらいの温度がいいとか、どの時間帯にしたいとか、白髪を抜いて欲しいとか、そのようなことを求められるし、こちらからも慮る。これは施設や家族介護ではなかなかできないことだと思う。こんな些細なことでも、自立生活だからこそ享受できる「自由」なのだ。

したがって、家族介護・施設というあり方ではなく、「障害者の自立生活」というケアのあり方を推進していくことが求められているのだろう。

根拠②「世界経済の活性化」のためになる

これはおそらく障害者福祉に使っているお金を他の用途に使うことで「世界経済の活性化」につながるといふロジックを踏んでいると思われる。しかし、福祉に投入している資金は介護者の給与や障害者の生活費等として使用されるのだから

ら、経済活動に循環されていくため、経済の活性化を妨げるものではないと言える。一方、家族介護の場合に限れば、障害者介護が労働機会喪失につながるという意味で経済活性化の妨げとなるという指摘も想定される。しかし、これは障害者福祉政策のあり方によって解決される問題であるから、「障害者」を殺める根拠としては妥当ではない。

根拠②に関しては以上のような批判も考えられるが、それよりもより批判すべきなのはそもそも、人間の命よりも経済的な価値を優先させるという考え方である。福島智は、こうした考え方が彼の中に生じた背景には、今の日本社会に、経済活動を何よりも優先させる風潮があるからではないかと指摘する。つまり、人間の価値の優劣を、品物やサービスを生産する労働力や生産効率で決めてしまうという風潮である。労働能力が低いと評価されれば、仕事を失うかもしれない。「選別」し「排除」する社会の中で、「あの人よりは私には価値がある」というように、自分より能力がないように見える者を差別することで自分の存在価値を確認しようとしているのかもしれない。

このような社会は生きづらいと感じる人は多いのではないだろうか。経済的な価値はいかほど大事なのか、我々の能力をその物差しで測ることに妥当性はあるのか、必要性はあるのか。こうした問いについて、議論すべき時だと思ふ。

根拠③ 本格的な第三次世界大戦を未然に防ぐことができるかもしれない

この「根拠」については、どういう論理に基づき根拠として成り立っているのかについて記述を見つけられなかった。そのため、ここでは言及を避ける。

根拠④ 重複障害者に対する命のあり方はいまだに答えが見つかっていない所だ

植松被告は衆院議長公邸に持参した手紙に以下のようにも記している。「障害者は人間としてではなく、動物として生活を過しております。車椅子に一生縛られている気の毒な利用者も多く存在し、保護者が絶縁状態にあることも珍しくありません」⁷

人間の幸・不幸は他人によって言及されるべき性質のものではない。だから、「動物として生活」など差別的発言をすることは言うまでもなく、植松被告が「障害者」を「気の毒だ」と断定することは許されるべきではない。

しかし同時に、彼がそう感じた原因に目を向ける必要はあるだろう。ある津久井やまゆり園元職員は「障害者は、人間としてではなく、動物として生活」していると言う指摘は、もちろん障害者差別ではあるが、施設に勤務した経験を持つ

職員でない」と実感できない感覚かもしれない」と述べている。⁸
太田は元療護施設入所者として、施設での生活の問題を提起する。彼は施設で虐待や虐待めいたことは日常茶飯事であったと言う。彼は、施設という場所は、複雑な差別意識が存在し、管理者・非管理者という構造の中で障害者に対する非人間的な扱いをしていることが多いと指摘する。そのうえで、「施設というアパルトヘイトを、一日も早く解消させ、地域で生きられる仕組みを作っていくこと」が求められると提言している。⁹

植松被告は、障害者施設の中での生き方しか見ていなかったと思われる。実際、知的障害者の約六人に一人は障害者施設の中で暮らしている。¹⁰ 上で見たような施設の弊害を踏まえれば、障害者の生き方に多様な選択肢がある社会を実現していくことが求められていることは明らかである。

根拠⑤ 障害者は不幸を作ることしかできない

この言葉によって表現されている彼の本意は改めて検討する必要があるだろう。植松被告と『創』編集長の手紙のやり取り、面会内容やインタビュー記事をまとめた本『開けられたパンドラの箱 やまゆり園障害者殺傷事件』によると、植松被告は「私は「障害者」ではなく「意思疎通のとれない者」を、安楽死させるべきだと考えております」「（「障害者」か「心

失者」かの）判断基準は意思疎通できるかどうかです」「人の役に立ちたいと思う心が、人間の証しであると考えます。「障害者」と「心失者」の区分を明確にすることが、私の役目と考えております。」¹³と述べている。

実は、植松被告は一部のメディアについて、「彼らは自分の主張を曲げて、まるで違う考えを公表」していると指摘している。その例として、「障害者なんていなくなればいい」というように表現したメディアを批判し、自分の主張は「「障害者」ではなく「意思疎通がとれない者」を安楽死させるべきだ」というものだと言っている。¹⁴ そして、彼の定義においては「意思疎通がとれない者」こそが「心失者」である。これらの発言をまとめると、彼は「心失者」は「安楽死」すべきだと考えている。そして、「心失者」の定義は、「意思疎通が取れない」ということと、「人の役に立ちたいと思う心」を持たないということだとしている。

このような考えは『開けられたパンドラの箱 やまゆり園障害者殺傷事件』においては、最も彼の主張の根拠として何度も繰り返し強調されているところであることから、この論文においても特に力を入れて検討したい。

まず、植松被告が主張している「意思疎通が取れない」ということに関してだが、実際のケアの現場では、介護者と障害者の間のみで成り立つ方法で意思疎通が図られているケー

スも多い。私は、神奈川県横浜市にある多機能拠点「郷」を訪れた。ここは、知的障害と身体障害を複合的に持つようなかなり重い障害の方が利用する施設である。利用者の方々は、言葉を使ったコミュニケーションをとることは難しい場合が多い。しかし、私は職員の方が言った言葉を忘れることができる。コミュニケーションの手段は言葉だけではない。その人と自分だけのコミュニケーション手段を見つめる、作る。例えば瞬きをすることが「イエス」の印かなと感じたら、その過程のもとで周りが振る舞ううちに、本当に彼と周りの人の間では瞬きが「イエス」の意味として通用するようになる。「相手の気持ちを探りたい、知りたい」という思いで関係性を築き、積み上げることであろうとわかる。でも、自分の推測は間違っているかもしれないという謙虚さでは忘れちゃいけないよ」

私は、利用者の方々の気持ちを読み取れる人間でありたいと思った。彼らのうちの一人が音楽を聴いて手を叩いて声をあげたことに對して、その場にいる全員が喜んだ瞬間があった。「健常者」からしたら音楽を聴いて手を叩いて声を上げたからってなんてことではないのだが、「彼が手を叩いて声をあげた」様子は「彼の喜びの表現」のように思えた。私は彼の気持ちを読み取れたと感じた。そしてそのことは「他人の感情を感じる」というそんな小さなことにさえ幸せをもた

らしてくれた。もっと言えば、彼らは生きていくこと自体が奇跡である。彼らの「存在」がすごく大きな意味を放っていた。「生き続けてくれてありがとう、この場に来てくれてありがとう」と思った。このように、存在しているだけでだれかに幸せをもたらすことがあるのだと思った。私はこのように考えることによって、「意思疎通がとれない」という現象の存在自体を否定した。と同時に「障害者は役に立たない」という言説まで否定できた実感を持つていた。

ところが、24時間介護を必要とする障害を持つ友人にこの感想を話したところ、痛烈に批判された。私のこのような感想にこそ、彼の思想に傾倒する危険性が秘められているのだと。その危険性とは、人間を客体化しているということである。

ドイツでは、ナチスへの反省から、憲法第一条に、「人間の尊厳」が規定された。ドイツ憲法裁判所の判例によれば、「人間の尊厳」とは、人間を単なる「客体」として扱うことの禁止をいい、「客体」として扱うとは、それ自体の持つ価値を否定し、何か別の価値に従属させることをいう。日本国憲法においても、国民の権利を保障する第3章の総則として、「すべて国民は個人として尊重される」と規定しており、この規定は、個人を、「経済活動に役立つから」とか「国益に貢献するから」ではなく、ただ、「個人だから」という理由だけ

で尊重すべきことを定めている。木村によると、このような「客体化の否定」という観点から見るとき、「人の価値」を論じること自体が誤りだ¹⁵。したがって、私が上で記したような「障害者も人々を幸せにしてくれる」というような議論は、「障害者」を客体化している点で「人間の生を社会にとつて有意義なものとするでないものに分別し、後者を排除しようとする」優生思想に組み込まれたものであり、批判されるべきなのである。

植松被告の話に戻ろう。彼は、人間である証として「人の役に立ちたいと思う心」を持っていることをあげた。「人の役に立ちたいと思う心」の正体は、一体なんなのだろうか。私たちは自分の存在それ自体の持つ価値を認められないとき、自分の価値を担保する何かを求めてしまう。「人の役に立ちたいと思う心」はその価値を担保するものとして用意されたものではないか。しかし、「人の役に立ちたいと思う心」は「自己の客体化」と言える。その心を持つことは「客体化の否定」という観点から見れば否定されるべきなのではないだろうか。自己を客体化しているとき、常に「自分は役に立っているだろうか」という疑念にとらわれる。特にそれが命に関わるレベルでの疑念となるとき、それは容易に自分の生の否定につながる恐れがある。

さらに、自分の価値を担保する材料として「人の役に立ち

たいと思う心」が存在するとすれば、「役に立たない」存在者は価値がないように見えてしまう。植松被告は犯行予告の手紙の中に次のように記している。「私が人類の為にできることを真剣に考えた答えでございます¹⁶と。彼自身も「人の役に立ちたい」という強い思いがあったことがうかがえる。「人間の証」は「人の役に立ちたいという心」であると考えた彼は、「心失者」に生きる価値がないという発想を持ち、殺害に至った。このように、「人の役に立ちたいと思う心」は「役に立たない」ように見える他者を否定することへつながってしまふ危険性を包含している。

加えて、本来「役に立つ／立たない」の境界線は曖昧であり、恣意的であり、虚無である。そのようなものは「人間の証」としてふさわしくないだろう。以上が、根拠⑤を否定する私の根拠である。

4 私たちは、何をすべきか

以上の考察で、大規模施設という形態の問題性は何度か出てきた。「地域社会における共生の実現」を理念とした障害者総合支援法が2013年に施行されており、国は大規模施設に入所する知的障害者についても地域移行の推進を掲げている¹⁷。

しかし、「施設から地域へ」は理念止まりで推進は半ばで止まっていると指摘する記事があった。毎日新聞が実施したアンケートによると「地域移行ができない理由」の8割を「家族の意向」が占めたと言う。記事では、「行動が大変で家族では守りきれない」「障害を知られたくない」とする家族の声が紹介されていた。¹⁸

家族は障害者差別を恐れている。2016年8月に行われた相模原障害者殺傷事件の追悼集会で、次のようなメッセージが被害者男性の姉から寄せられた。「この国には、優生思想的な風潮が根強くありますし、すべての命は存在するだけで価値があるということが当たり前ではないので、とても(氏名を)公表することはできません。……今回の事件の加害者と同じ思想をもつ人間がどれだけ潜んでいるのだろうと考えると怖くなります」¹⁹

差別意識は、今回の事件はもちろん、主にインターネット上における事件に賛同するような書き込みという形でも表出している。少し検索するだけでも、「この考え方がもっと広まればいい」「障害者にかかる税金は無駄」「障害者はお荷物」という書き込みが目につく。²⁰

この背景に、現在の日本社会に存在する「活躍しなければならぬ」「社会の役に立たなければならぬ」という切迫感があると言える。例えば日本政府は「一億総活躍社会」の

実現を目指している。「一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」そうだ。この「一億総活躍社会」は「単なる社会政策ではなく、究極の成長戦略である。全ての人が包摂される社会が実現できれば、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費の底上げ、投資の拡大にもつながる。また、多様な個人の能力の發揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速することが期待される。」²¹このように国の経済発展を目指すために私たちは「活躍」することを求められている。

このありふれた「人の役に立たなければならない」という価値観こそ、この事件に関して最も根幹にある要素だと考える。その考えが暴走して、「命」の存続を許可する基準として「活躍しているかどうか」「役に立っているかどうか」が採用された結果が、このような事件となったと言えるだろう。なぜなら、上で順番に見てきた根拠①・②・⑤について、「社会の役に立っていないなければならない」という価値観が潜んでいる。根拠①は「障害者は他人に迷惑をかける存在である」、根拠②は「障害者は社会の経済活性化の妨げになる」と言い換えることもでき、つまりどちらも障害者は「役に立たない」

と言っており、根拠⑤は直接的に「人の役に立ちたいという心がない者は殺していい」と言っているからである。

「役に立ちたい」という思いは、私の中にも強くある。そしてそれは単なる善意のみからではないことを知っている。人の役に立つことで、自分の価値を認めたいという思いもある。同時に、役に立てない自分への嫌悪感と、「私より役に立っていない人がいる」と自分を慰める卑怯さ。自分の中にもそんな気持ちがないと言い切れることはできない。そのため、「役に立ちたい」という思いの危うさをはっきりと理解できる。

だからこそ、命に関わる次元で、「人の役に立つか否か」の線引きを行うことを断固として拒否したのである。

杉田の言葉を借りれば、「生きることは、良いことだ。なぜなら、生きることは、比較や線引きの対象ではなく、そのままでのよいことだから。」²²「役に立つ／立たない」の境界は、曖昧で、恣意的で、虚無だ。だから、誰かの生を役に立たないと認めてしまえば、あらゆる人の生が役に立たないものに転化する可能性がある。もちろん私も、あなたも。

命に関わる次元で「役に立つ／立たない」の絶対的な線引きなどできない。だから、線引きの試みをやめよう。自分の生は、平等に役に立たない。そう言えたとき初めて、自分自身の意味を問う苦しきからも解放される。命に関わるレベルで「役に立つか否か」つまり「価値があるか否か」の線引き

を止めること。ここは、私たちが相模原障害者殺傷事件を乗り越えることができるかどうかに関わると同時に、自分自身を愛せるかどうかにも関わる重要な分岐点なのである。

- 1 「新型出生前診断 異常発覚の96%中絶 利用拡大」、『毎日新聞』、2016年4月25日、<https://mainichi.jp/articles/20160425/k00/00n/040/119000c>、2019年2月9日最終閲覧。
- 2 朝日新聞取材班『妄信 相模原障害者殺傷事件』、朝日新聞出版、2017年、31ページ。
- 3 杉田俊介『優生は誰を殺すのか 相模原障害者殺傷事件について』、『現代思想 緊急特集 相模原障害者殺傷事件』、青土社、2016年、116-117ページ。
- 4 「19のいのちー障害者殺傷事件ー」、<https://www.nhk.or.jp/d-navi/19nochi/voice.html>、2019/02/11最終閲覧。
- 5 深田耕一郎「介護者は「生気の欠けた腫」をしているのか ケアが事故と社会を問いかける現場であり続けるために」、『現代思想 緊急特集 相模原障害者殺傷事件』、青土社、2016年、191ページ。
- 6 福島智「相模原障害者施設殺傷事件にひそむ「選別」と「排除」の論理」、『藤井克徳他編「生きたかった 相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの」』、大月書店、2016年、40-43ページ。
- 7 『毎日新聞』2016年7月27日朝刊。
西角純志「津久井やまゆり園の悲劇 「内なる優生思想」に抗して」、『現代思想 緊急特集 相模原障害者殺傷事件』、青土社、2016年、209ページ。
- 9 太田修平「相模原障害者大量殺傷事件に思うー元療護施設入所者として」、『福祉労働』、現代書館、2016年、20ページ。
- 10 内閣府、「平成28年度障害者白書」、192ページ、<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h28hakusho/zenbun/pdf/re12.pdf>、2019年2月24日最終閲覧。
- 11 月刊『創』編集部、『開けられたパンドラの箱 やまゆり園障害者殺傷事件』、創出版、2018年、71ページ。
- 12 同上、57ページ。
- 13 同上、68ページ。
- 14 月刊『創』編集部、『開けられたパンドラの箱 やまゆり園障害者殺傷事件』、創出版、2018年、71ページ。
- 15 木村草太「個人の尊重」を定着させるために」、『現代思想 緊急特集 相模原障害者殺傷事件』、青土社、2016年、60ページ。
- 16 『妄信 相模原障害者殺傷事件』朝日新聞取材班、朝日新聞出版、2017年、32ページ。
- 17 厚生労働省、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律について」、2013年、https://www.nhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahakushi_sougoushen/index.html、2019年2月26日最終閲覧。
- 18 「知的障害者、施設から地域へ 理念止まり、推進半ば」、『毎日新聞』、2017年7月29日、<https://mainichi.jp/articles/20170719/dnm/003/040/197000c>、2019年2月20日最終閲覧。
- 19 NHKハートネット「相模原障害者施設殺傷事件 第一回 追悼集会に寄せられたメッセージ」、<http://www.nhk.or.jp/heartv-blog/340/251150.html>、2019年2月21日最終閲覧
- 20 植松被告は「私の行為に意味があるのかは定かではありませんが、SNSでは賛同の声が沢山ありました。それが事実であり、現実です。」とも述べている。NHKの取材によると彼はインターネット上で自身の発言を煽られたことでより自分の思想を強化し、自信をつけていったことが指摘されている。SNS上で差別的発言を行うことの危険性がわかる。参考：<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4013/>、2019年2月21日最終閲覧。
- 21 首相官邸、「ニッポン一億総活躍プラン」、2016年、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf>、2019年2月22日最終閲覧
- 22 杉田俊介「優生は誰を殺すのか 相模原障害者殺傷事件について」、『現代思想 緊急特集 相模原障害者殺傷事件』、青土社、2016年、124-125ページ。

引用文献・参考資料

- 「新型出生前診断 異常発覚の96%中絶 利用拡大」『毎日新聞』、2016年4月25日、<https://mainichi.jp/articles/20160425/k00/00m/040/119000c> (2019年2月9日アクセス)
- 朝日新聞取材班「妄信 相模原障害者殺傷事件」、朝日新聞出版、2017年
- 杉田俊介『優生は誰を殺すのか 相模原障害者殺傷事件について』、『現代思想 緊急特集 相模原障害者殺傷事件』、青土社、2016年
- 「19のいのち―障害者殺傷事件―」<https://www.nhk.or.jp/d-navi/19noichi/voice.html> (2019年2月11日アクセス)
- 深田耕一郎「介護者は「生気の欠けた瞳」をしているのか ケアが事故と社会を問いかける現場であり続けるために」、『現代思想 緊急特集 相模原障害者殺傷事件』、青土社、2016年
- 福島智『相模原障害者施設殺傷事件にひそむ「選別」と「排除」の論理』、藤井克徳他編『生きたかった 相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』、大月書店、2016年
- 西角純志「津久井やまゆり園の悲劇 「内なる優生思想」に抗して」、『現代思想 緊急特集 相模原障害者殺傷事件』、青土社、2016年
- 太田修平『相模原障害者大量殺傷事件に思う―元療護施設入所者として』、『福祉労働』、現代書館、2016年
- 内閣府、『平成28年度障害者白書』、162ページ、<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h28hakusho/zenbun/pdf/ref2.pdf> (2019年2月24日アクセス)
- 月刊『創』編集部、『開けられたパンドラの箱 やまゆり園障害者殺傷事件』、創出版、2018年
- 木村草太『「個人の尊重」を定着させるために』、『現代思想 緊急特集 相模原障害者殺傷事件』、青土社、2016年
- 厚生労働省、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律について」、2013年、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sougoushien/index.html (2019年2月26日アクセス)
- 「知的障害者、施設から地域へ 理念止まり、推進半ば」『毎日新聞』、2017年7月29日、<https://mainichi.jp/articles/20170719/dm/003/040/197000c> (2019年2月20日アクセス)
- NHKハートネット「相模原障害者施設殺傷事件 第一回 追悼集会に寄せられたメッセージ」<http://www.nhk.or.jp/hearttv-blog/3400/251150.html> (2019年2月21日アクセス)
- 首相官邸「ヒッポニー億総活躍プラン」、2016年、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokkusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf> (2019年2月22日アクセス)